

公立学校教職員の懲戒処分の概要

○自動車運転死傷処罰法該当（過失運転致傷） 信用失墜行為

- (1) 処分年月日 令和8年7月7日
- (2) 処分の量定 戒告
- (3) 所属・職種 公立学校教職員
- (4) 処分の理由 自家用自動車で運転走行中、交差点を右折進行しようとしたところ、安全確認が不十分のまま進行したことにより、被害者の運転する自転車に衝突し転倒させ、全治約8週間の傷害を負わせる事故を起こした。